

令和7年度定期監査等の結果に対する措置状況（未措置であるもの）

指摘事項又は意見・要望事項

No.1 定期監査

○子育て支援部

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 旭川市愛育センター庁舎清掃業務委託において、積算に当たり要領で定めている方法と異なる端数処理を行ったことにより、積算金額が過大となっていた。
なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

No. 1 定期監査

○学校教育部

(3) 小・中学校に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 学校敷地内に設置されている町内会所有のゴミステーションについて、行政財産の目的外使用許可の手續がなされていなかった。

No. 1 公の施設の指定管理者監査

○観光スポーツ部

(1) 団体に関する事項

[改善が必要なもの]

- ① 施設使用料の徴収事務について、釣銭返却額の誤りにより、1件10円を過大徴収し、市に納付したものがあつた。

No.1 公の施設の指定管理者監査

○観光スポーツ部

(意見・要望事項)

(1) 団体に関する事項

- ① 施設使用料の徴収額について、釣銭返却額やレジスターの訂正処理の誤りにより、報告書等の記載額と市に納付した額の間には差異があつたため、関係書類と現金との照合を徹底されたい。

指摘事項又は意見・要望事項

No.1 公の施設の指定管理者監査

○観光スポーツ部

(意見・要望事項)

(1) 団体に関する事項

- ② 指定管理業務に関する経理規程について、誤りの防止機能を高めるとともに、適切な会計処理の継続が期待されることから、規程を明文化し、それに基づく事務処理を行うことを検討されたい。